

国立大学法人京都大学旅費規程新旧対照表

改正前	改正後																													
<p>(前 略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）並びに<u>事務本部の各部及び監査室をいう。</u></p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長及び<u>機構長</u>（組織規程第47条第1項に定める機構等の長をいう。）及び物質—細胞統合システム拠点の長をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）並びに<u>事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。</u></p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長及び<u>教育院長</u>（組織規程第47条第1項に定める教育院等の長をいう。）及び物質—細胞統合システム拠点の長をいう。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>																													
別表	別表																													
第1表 (交通費)	第1表 (交通費)																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">旅費の種類</th> <th style="width: 50%;">支給の対象</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">鉄道賃</td> <td> 1 } (略) 2 } </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 3 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、<u>1及び2</u>に規定するもののほか、特別車両料金 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 4 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、<u>1から3</u>までに規定するもののほか、座席指定料金 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	旅費の種類	支給の対象	金額	交通費	(略)		鉄道賃	1 } (略) 2 }	(略)	3 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、 <u>1及び2</u> に規定するもののほか、特別車両料金		4 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、 <u>1から3</u> までに規定するもののほか、座席指定料金		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">旅費の種類</th> <th style="width: 50%;">支給の対象</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費</td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">鉄道賃</td> <td> 1 } (同 左) 2 } </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td> 3 <u>業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 4 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、<u>1から3</u>までに規定するもののほか、特別車両料金 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 5 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、<u>1から4</u>までに規定するもののほか、座席指定料金 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	旅費の種類	支給の対象	金額	交通費	(同 左)		鉄道賃	1 } (同 左) 2 }	(同 左)	3 <u>業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金</u>		4 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、 <u>1から3</u> までに規定するもののほか、特別車両料金			5 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、 <u>1から4</u> までに規定するもののほか、座席指定料金	
旅費の種類	支給の対象	金額																												
交通費	(略)																													
鉄道賃	1 } (略) 2 }	(略)																												
	3 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、 <u>1及び2</u> に規定するもののほか、特別車両料金																													
	4 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、 <u>1から3</u> までに規定するもののほか、座席指定料金																													
旅費の種類	支給の対象	金額																												
交通費	(同 左)																													
鉄道賃	1 } (同 左) 2 }	(同 左)																												
	3 <u>業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金</u>																													
	4 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、 <u>1から3</u> までに規定するもののほか、特別車両料金																													
	5 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、 <u>1から4</u> までに規定するもののほか、座席指定料金																													

改 正 前

バス賃	(略)
船賃	
航空賃	
車賃	

備考：

- 1 (略)
- 2 鉄道賃の項の3による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2並びに外国旅行の1及び2に係る役員及び部局長以外の者の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限り、部局長と同基準とすることができる。
- 3 (略)

第2表 (内国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額
日当	(略)	
宿泊料		

備考：

- 1 (略)

第3表 (外国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額		
		指定都市	甲地	乙地
日当	(略)			
宿泊料				

備考：

- 1 } (略)
- 2 }
- 3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、宿泊料は支給しない(列車による移動において寝台料金を必要とした場合を除く。)。この場合における日当は、外国を出発した日及び外国に到着した日を除き本表の規定にかかわらず、第2表による日当の額とする。
- 4 }
- 5 }

第4表～第8表 (略)

改 正 後

バス賃	(同 左)
船賃	
航空賃	
車賃	

備考：

- 1 (同 左)
- 2 鉄道賃の項の4による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2並びに外国旅行の1及び2に係る役員及び部局長以外の者の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限り、部局長と同基準とすることができる。
- 3 (同 左)

第2表 (内国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額
日当	(同 左)	
宿泊料		

備考：

- 1 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、別に定めるものを除き、宿泊料は支給しない。
- 2 (同 左)

第3表 (外国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額		
		指定都市	甲地	乙地
日当	(同 左)			
宿泊料				

備考：

- 1 } (同 左)
- 2 }
- 3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、別に定めるものを除き、宿泊料は支給しない。この場合における日当は、外国を出発した日及び外国に到着した日を除き本表の規定にかかわらず、第2表による日当の額とする。
- 4 }
- 5 }

第4表～第8表 (同 左)